

境界確認補助測量及び用地測量業務委託（単価契約）実施要領

1 委託期間

契約の日から『令和8年3月2日』または、『総指示額が307万円に達した日の指示期間満了の日』のいずれか早い日までとする。

2 委託場所

四日市市 市内一円

3 契約方法

単価契約

構成比にて各業務単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を決定し、この価格により落札業者と契約する。

当業務委託は、想定した業務種別の合計額による単価契約であるため、全ての業務種別の実施を確約するものではない。

4 実施方法

- 1) 業務指示は、業務指示書（様式2）により実施する。なお、指示期間を超過した場合の指示は取消しとする。
- 2) 受注者は、関係法令を遵守し、法令に基づき所要の手続きをとること。
- 3) 実施にあたっては別紙境界確認補助測量及び用地測量業務委託仕様書を遵守すること。

5 確認及び検査

監督職員は業務完了届（様式3）に基づき成果品の確認をする。

担当課長、または、担当課長の命じた者が検査をする。

6 支払い

- 1) 業務指示1件当たり限度額150万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2) 総指示額307万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）に達した時、新たな指示はしない。
- 3) 業務実績報告書（兼請求明細書）（様式1）に基づき支払う。ただし、業務実施報告書の合計額については千円止めとし、その額に消費税相当額（10%）を乗じて支払うものとする。

境界確認補助測量及び用地測量業務委託仕様書

- 1 この仕様書は四日市市が委託する境界確認補助測量及び用地測量業務委託（以下「業務」という。）の実施に関し適用する。
- 2 本業務の実施にあたっては次に掲げる規程等を準用する。
 - （1）用地関係業務共通仕様書（三重県）【令和３年１１月制定】（令和６年４月一部改正）第３章及び第４章
- 3 上記の規程に関わらず、業務種別の「断面補助」については境界確認箇所断面図作成マニュアル第２章（業務の内容）及び第３章（成果品）に掲げる基準等を適用する。
- 4 業務報告書は監督職員の指示があるものを提出する。
- 5 業務の手順は次のとおりとする。
 - （1）業務の指示は業務指示書（様式２）にて行う。ただし、緊急対応が必要な場合は口頭説明にて業務指示書に代えることができる。
 - （2）業務指示書を受け取った受注者は、速やかに現地確認を行い、指示内容を確認し、遅滞なく現場着手する。
 - （3）受注者は、（2）の現地確認等により疑義が生じたときは、直ちに監督職員に申し出るものとする。
 - （4）監督職員は、（3）の申し出があったときは、直ちに検討、照査し、必要に応じて業務変更指示書（様式７）にて指示の変更を行うものとする。
 - （5）受注者は、業務が完了したときは、遅滞無く指示業務完了届（様式３）を提出するものとする。
 - （6）受注者は、請求時に業務実績報告書（兼請求明細書）（様式１）を提出するものとする。
- 6 境界杭等の規格は次に掲げるものとする。
 - （1）用地境界仮杭はプラスチック杭（6.0cm×6.0cm×60.0cm）を使用する。
 - （2）本市管理地の官民境界杭は本市指定のコンクリート杭等を支給する。
 - （3）本市管理地以外の境界杭で地権者より支給がない場合はプラスチック杭（赤色、4.5cm×4.5cm×45.0cm）を使用する。プラスチック杭を打設しがたいところは別途監督職員と協議する。
- 7 成果品等は次に掲げるとおりとする。
 - （1）監督職員の指示があるときは、作業完了後に精度管理表を提出すること。
 - （2）本業務における成果品の提出部数は、境界確認補助測量業務については３部、用地測量業務については２部とする。

- (3) 監督職員より指示する期日以前に成果品の一部を提出するよう求められたときはこれに従うものとする。
- (4) 成果品の大きさについてはA判を原則とし、監督職員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) (2)の成果品のうち1部は電子記憶媒体で提出すること。ただし、電子化が困難な部分について監督職員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。

7 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務委託所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務委託所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

8 本仕様書に記載のない事項が発生したときは、監督職員と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

境界確認箇所断面図作成マニュアル

(受注業者用)

四日市市境界確認記録書作成補助業務（断面図作成・写真撮影）

第1章 総則

（業務の目的）

第1条 本業務は四日市市（以下『発注者』という。）が土地所有者より官民境界の確認申請が提出された場合に行う境界確認事務の記録作成を行うために、受注者が、記録書添付資料として確認箇所断面図および現地写真の作成する業務を行うことを目的とする。

（貸与資料）

第2条 発注者は、業務を実施する上で必要な資料（発注者以外の第三者が管理する資料を含む。）を受注者に貸与するものとする。

2. 貸与された資料については、その重要性を認識し、取扱及び保管を慎重に行うものとし、業務終了後は発注者に返還するものとする。

（成果品の検査・納入）

第3条 業務の成果品については、業務責任者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

2. 成果品の納入場所は四日市市役所都市整備部用地課とする。

（成果品の瑕疵）

第4条 納品の後、成果品に瑕疵が発見されたときは、発注者の指示に従って必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（委託料の請求）

第5条 受注者は、すべての成果品を納入し、発注者の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

（成果品の帰属）

第6条 業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用または複製したり、他に公表、貸与してはならない。

（守秘義務）

第7条 受注者は業務の遂行上知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

（法令の遵守）

第8条 受注者は本業務遂行にあたり、各種法令（これに準ずる文書を含む）および発注者の規定ならびに規律について十分に留意し遵守しなければならない。

（身分証明書の発行）

第9条 発注者は、受注者の中で本業務に従事する者に対して身分証明書（様式9）を発行する

ものとする。

(損害の賠償)

第 10 条 受注者は、業務遂行中は、関係法規を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないよう留意するとともに万一、第三者に損害を与えたり、第三者より受けた損害については、全て受注者の責任において処理解決するものとし、発注者にその顛末を報告するものとする。

(その他)

第 11 条 本仕様に定めのない事項、又は業務の実施において疑義が生じた場合には、発注者受注者双方、信義・誠実の原則に基づき協議し、決定するものとする。

第 2 章 業務の内容

(委託箇所の連絡)

第 12 条 発注者の監督職員は、設置された、または設置される予定の境界標の種類を公図・測量図等の図面に書き込み、査定断面図必要箇所を表示したものを受注者に提供するものとする。ただし、位置の特定が困難であるような場合は、道路現況図や現況デジタル画像に査定断面図必要箇所を記入したものを追加資料として必要に応じて提供する。

(現地写真の撮影)

第 13 条 受注者は、前条にて資料提供のあった箇所において、境界点を含んだ現況写真の撮影を近景（境界標の種類がわかるもの。）および遠景（境界点にポールを立ててまわりの状況が判別できるもの。）を撮影する。

2. 撮影箇所は官民境界のみ対象とし、断面見取り図と同じ程度の箇所とする。

(境界標の種類の記録)

第 14 条 受注者は、公図・測量図等に境界標が設置されているポイントおよび境界標の種類（コンクリート杭、金属標等）を書き込む。なお、境界標の種類について、市の境界標あるいは民間の境界標並びに新設（予定）あるいは既設をそれぞれ明記すること。

例：市コンクリート杭（新設）、民コンクリート杭（既設）

(査定断面図作成)

第 15 条 受注者は、第 12 条にて指示された査定断面図必要箇所の構造物を含めた付近の見取り図を書き、構造物までの離隔距離を赤字で記入した査定断面図を作成する。

2. 査定断面図に記載するものは構造物、官民境界線、対面境界線もしくは予想境界線、現況幅、構造物までの離隔距離、官有地の理論幅、官有地を中心振り分けした場合の中心線の位置とする。

3. 前項の構造物までの離隔距離は、U型側溝、L型側溝、地先ブロック、擁壁、ブロック塀、石垣の根、家屋の 庇、家屋壁面など比較的恒久性のあるものからの寸法を申請地側

および対面側から測りその寸法を記入する。

4. 距離の記載については、官有地理論幅は発注者の指定した間尺寸法を記載し、現況幅については数値の前に現況と記入し、センチメートル単位で記載するものとする。

5. 断面図は A4 サイズ 1 枚あたり 4 断面を標準とする。

(査定箇所図作成)

第 16 条 受注者は第 14 条にて境界標を設置したポイントおよび種類が書き込まれた公図・測量図等の図面に査定断面図を作成した箇所に断面線を記入した査定箇所図を作成する。

(関連付け)

第 17 条 受注者は第 13 条、第 14 条、第 15 条および第 16 条にて作成したものが、関連付けられるよう同一ポイントにおいては同一記号番号を使用するものとする。

(紛争の回避)

第 18 条 受注者は業務遂行上、周辺の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地の所有者の了解を得て紛争の起こらないよう留意しなければならない。現地調査期間中は、身分証明書を必ず携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 19 条 業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 現地写真 一式

(2) 査定断面図 一式

(3) 査定箇所図 一式

(4) 上記成果が記録されたコンパクトディスク 1 枚

境界確認補助測量及び用地測量業務委託単価表

の運用方針（令和 7 年度）

1 用地測量

単価CD	業務種別	業務内容、計上方法
071101	作業計画	作業計画（現場毎）を作成した場合、現場毎に計上する。 断面補助と同程度の内容で簡易な場合は、断面補助の作業計画（単価CD071112）を適用する。
071102	現地踏査	打合せ協議等により、現地の事前踏査等を行った場合など、現場毎に計上する。
071103	打合せ協議	必要に応じ、回数単位で協議回数を計上する。
071104	復元測量	既存資料を勘案して境界点等を復元し、報告書を作成する。 現地復元を行った点数を計上する。
071105	用地境界仮杭設置（プラ・金属鉋）	既存資料により用地境界に仮杭を設置する。プラ杭を基本とするが、監督員の指示により木杭、刻み、金属鉋にても可とする。設置した数量を計上する。 用地境界杭を設置する場合で、プラ杭、金属標を使用する場合は本単価を「用地境界杭設置（プラ・金属標）」と読み替えて使用し、計上する。
071106	用地境界杭設置（コンクリート標）	用地境界杭（コンクリート）を設置する。設置した本数を計上する。
071107	補助基準点の設置	多角点を設置する。トラバース網図、計算書、点の記の作成を含む。新たに設置した多角点の数を、計上する。（必要に応じて街区基準点等より測量を行う。）
071108	補助基準点の照査（現場なし）	既存測量成果資料の照査を行い意見書を作成する。
071109	境界測量	1 筆毎の面積を確定するための測量をし、図面を作成する。 確定された面積（㎡）を計上する。
071110	面積計算	分筆予定箇所を含めた 1 筆毎の面積を計算する。面積計算を行った筆の合計面積を計上する。
071111	用地実測図作成	電子データで作成し、1 部印刷する。作成された現場面積（㎡）を計上する。
全般	補正	補正率による補正は行わない。

2 断面補助（境界確認箇所断面図作成マニュアル参照）

単価CD	業務種別	業務内容、計上方法										
071112	作業計画	作業計画（現場毎）を作成した場合、現場毎に計上する。 現場間が近接している場合は、集約し1計上することが出来る										
071113	現地踏査	打合せ協議等により、現地の事前踏査等を行った場合など、現場毎に計上する。										
071114	打合せ協議	必要に応じ、回数単位で協議回数を計上する。なお、1回の打合せ時間標準時間は、概ね1時間とする。										
071115	資料整理	測量成果を現場毎に整理し、報告書を作成する毎に計上する。なお、断面図作成箇所が標準的な1現場構成の10箇所を超える場合は、10箇所を超える毎に1回計上することができる。										
071116	写真撮影	測点（箇所）毎に、遠近景を各1枚写真撮影する。報告書に使用した断面図合計数を、合計箇所数として計上する。										
071117	断面図作成	幅員6m以下を標準とし、指示断面毎に横断測量をする。報告書に記載した断面数合計を、合計箇所数として計上する。 尚、断面数及び幅員の補正は行わない。										
全般	注記	標準的な1現場の構成は次のとおり。 <table><tr><td>作業計画</td><td>1式</td></tr><tr><td>打合せ協議</td><td>1回</td></tr><tr><td>資料整理</td><td>1回</td></tr><tr><td>断面図作成</td><td>10箇所まで</td></tr><tr><td>写真撮影</td><td>10箇所まで</td></tr></table>	作業計画	1式	打合せ協議	1回	資料整理	1回	断面図作成	10箇所まで	写真撮影	10箇所まで
作業計画	1式											
打合せ協議	1回											
資料整理	1回											
断面図作成	10箇所まで											
写真撮影	10箇所まで											

監督職員の指示により現場に赴いたが、測点の表示不備などの原因により調査ができなかった場合には、現地踏査として、その回数を計上できる。また、前記理由により、特段の打合せ協議を行った場合は、その回数を打合せ協議として計上できる。

4 その他

単価CDの構成は01（年度コード）11（入札コード）01（単価連続番号）とする。